

超過勤務手当及び休日給支給細則

平成16年 4月 1日

細則第 20号

改正 平成22年 3月 24日細則第 2号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程(平成16年規程第14号)第19条及び第20条並びに国立大学法人鳴門教育大学年俸制適用職員給与規程(平成21年規程第77号)第8条及び第9条の規定による超過勤務手当及び休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(超過勤務手当の取扱)

第2条 その日の勤務時間が始まる前に超過勤務したときは、その日の超過勤務として取り扱う。なお、前日から引き続き翌日にわたって勤務したときは暦日(1日)によって区分する。

2 超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数(超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。(休日給についてもこの例により取り扱う。)

4 業務により旅行(出張及び赴任を含む。以下同じ。)中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを学長又はその委任を受けた者があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては超過勤務手当を支給する。

(休日給の取扱)

第3条 休日において、正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、超過勤務手当を支給する。

2 休日と週休日とが重なった日の勤務に対しては、休日給を支給せず、超過勤務手当を支給する。

3 業務により旅行中の職員に対しては、旅行目的地において休日の正規の勤務時間中勤務すべきことを学長又はその委任を受けた者があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務したときに、その勤務時間につき明確に証明できるものについて休日給を支給する。

4 1勤務が2日にまたがる勤務でその1日が休日に当たるときの休日給は、休日に当たる日の勤務に対してのみ支給する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、超過勤務手当及び休日給の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。